

令和6年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎所管事項

- | | |
|--|-----|
| (1) 『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見
への回答について | …1 |
| (2) 5か年加速化対策によるハード対策の取組状況と令和6年台風第10号に
おける効果事例について | …3 |
| (3) 建設DXの更なる推進について | …31 |
| (4) 三重県流域下水道地球温暖化対策計画（最終案）について | …39 |
| (5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について | …43 |
| (6) 審議会等の審議状況について | …53 |

◀別冊▶

- ・ **別冊1** 三重県流域下水道地球温暖化対策実行計画（最終案）
- ・ **別冊2** 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和5年度）及び全期間評価

令和6年10月4日

県 土 整 備 部

◎所管事項

- (1) 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

●施策の取組

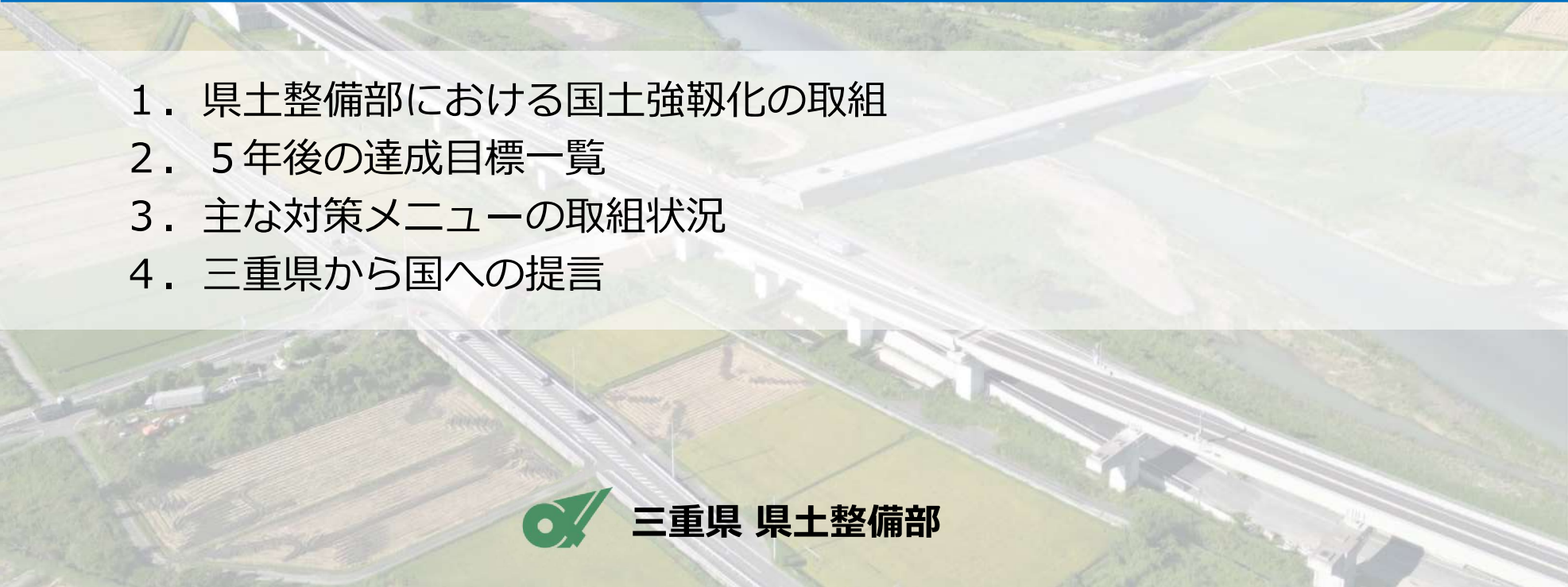
施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
11-1	道路・港湾整備の推進	県土整備部	<p>道路除草や雑草抑制対策について、きめ細かな道路除草が実施されているとなかなか実感できない状況であるため、地域の声をしっかり聞いて対応されたい。</p> <p>また、通学路で伸びている草が雨天時に雨の重みで倒れ、児童の通学に際し危険であるため、晴天時だけでなく雨天時の状況も考慮し、除草の対応をされたい。</p>	<p>ただ草を刈るだけでなく、張りコンクリートをする等様々な手法を使いながらきめ細かな道路除草を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。</p> <p>雨天時も含め、道路パトロールを行っており、パトロール時に気づいた箇所はしっかり対応し、地元からの要望があった際は各建設事務所で確認したうえで、必要な箇所については対応いたします。</p>
			<p>通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策について、今年度の目標を17箇所としているが、できる限り対応が必要な箇所の全数を把握した上で目標をもって対応されたい。</p>	<p>毎年、学校関係者や県警察と連携して取り組んでいる「通学路交通安全プログラム」に基づき、対策が必要な全ての箇所を把握し、緊急度を勘案のうえ、スピード感をもって対応していきたいと考えています。</p>

●行政運営の取組

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
7	公共事業推進の支援	県土整備部	<p>三重県建設産業活性化プラン2024について、担い手、若手人材を確保することが非常に重要であるため、若手人材登用企業を総合評価で加点するといった政策誘導的な対応や、週休二日制の定着などによる労働環境の改善にしっかり取り組まれたい。</p>	<p>県発注工事において若手技術者の登用が一層進むよう、本年6月より総合評価の評価項目においてインセンティブを付与する内容に改正しています。今後も若手人材を積極的に登用する企業を評価する取組を進めていきます。</p> <p>また、週休2日制工事の定着や建設DXの導入促進などの労働環境の改善を促す取組を行い、喫緊の課題である担い手の確保に繋げていきます。</p>
			<p>令和5年度に発生した企業庁発注工事にかかる総合評価入札において職員が受託収賄罪で起訴されるという不祥事案について、再発防止のため、事案の背景をしっかりと把握したうえで、職員への研修やコンプライアンスの徹底とは違った視点の工夫も取り入れて対応されたい。</p>	<p>今回のような事案の再発防止の一環として、当事者となった業者に対して指名停止の措置期間を長くするとともに、指名停止措置期間が明けた後も総合評価方式の入札において一定点数を下げる等、抑止効果を狙った運用を本年4月から行っています。</p>



「5か年加速化対策」を活用した ハード対策の取組状況

- 
1. 県土整備部における国土強靱化の取組
 2. 5年後の達成目標一覧
 3. 主な対策メニューの取組状況
 4. 三重県から国への提言

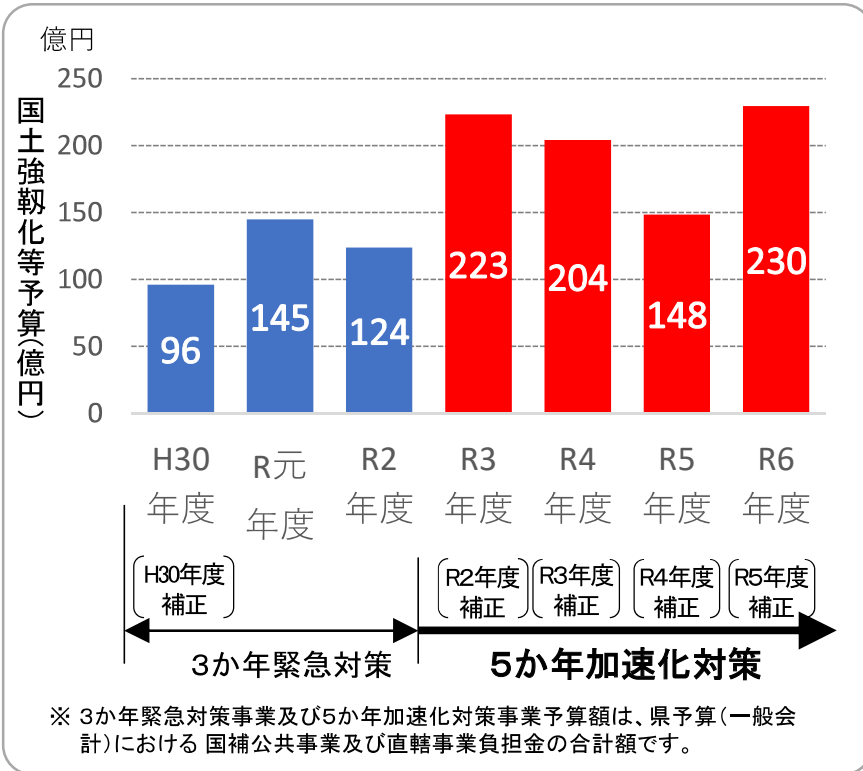


三重県 県土整備部

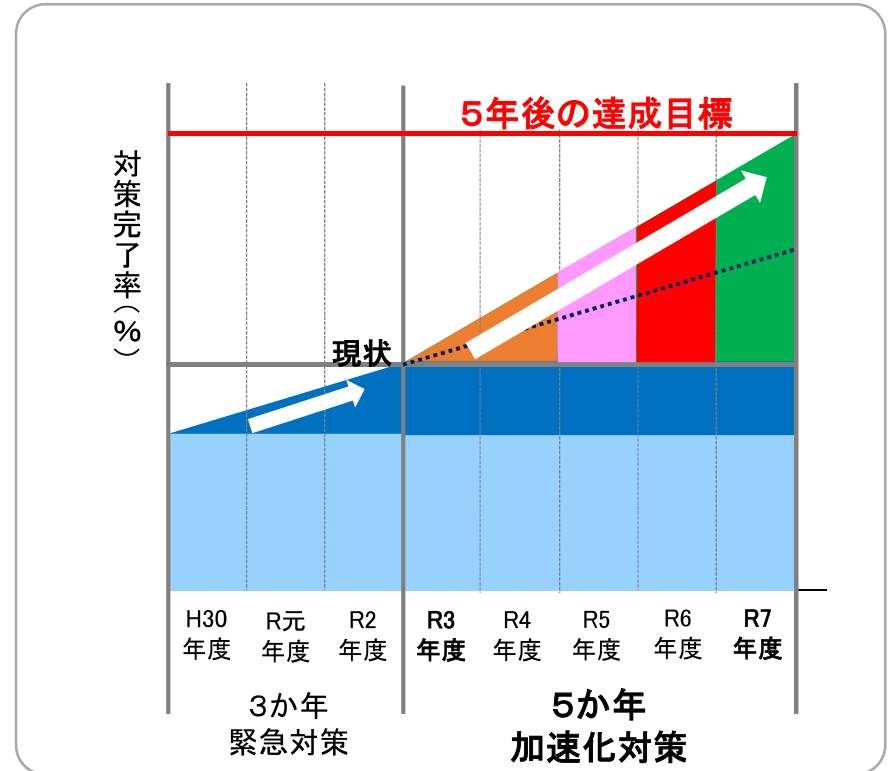
1. 県土整備部における国土強靱化の取組

- 国では、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続き、令和3年度より「5か年加速化対策」をスタートしています。その際、各種対策について、全国的な「5年後の達成目標」を定め、対策を計画的に進めることとしています。
- 三重県においても、紀伊半島大水害、東日本大震災から10年の節目の年となる令和3年度から7年度を計画期間とする「5年後の達成目標」を策定しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」とします。）等を活用し県土整備部が管理する道路、河川等の施設への主な対策（18 対策）を強力かつ計画的に講じています。

国土強靱化等予算の推移(県土整備部所管)



達成目標(対策完了率)



2. 5年後の達成目標一覧

赤字：紹介メニュー ★令和6年台風第10号効果事例掲載

要対策数に対する対策完了率

主な対策メニュー		進捗	R7年度末(5年後)	備考
道路	① 法面・盛土の土砂災害防止対策 ★ (緊急輸送道路)	25% 31%	約40%	
	② 渡河部橋梁の流失防止対策 ★ (緊急輸送道路)	25% 37%	約50%	
	③ 舗装修繕 (緊急輸送道路)	40% 57%	約70%	
	④ 橋梁の耐震補強 (緊急輸送道路)	94% 95%	約100%*	県独自項目 ※R8年度完了
	⑤ 未改良区間の整備 (緊急輸送道路)	令和5年度 目標達成	66%	約60%
流域	⑥ 河口部の大型水門・樋門等の耐震化	25% 25%	約50%	
	⑦ 洪水浸水想定区域図の作成	令和4年度 目標達成	100%	
	⑧ 砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全 ★	38% 39%	約40%	施設カバー率
	⑨ 海岸堤防等による高潮対策	76% 76%	約80%	
	⑩ 河川堆積土砂の撤去 ★	令和6年度 目標達成見込み	30% 39%	約40%
都市	⑪ 都市公園の老朽化対策	67% 83%	100%	

2. 5年後の達成目標一覧

赤字：紹介メニュー ★令和6年台風第10号効果事例掲載

要対策数に対する対策完了率

主な対策メニュー		進捗	R7年度末(5年後)	備考
流域	⑫ 越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策 ★	58% 66%	約70%	
	⑬ ダム整備(鳥羽河内ダム)	65% 71%	約80%	事業進捗率 R10年度完成予定
	⑭ ゼロメートル地帯における河川堤防の耐震対策 令和6年度 目標達成見込み	19% 23%	約20%	着手率
	⑮ ゼロメートル地帯における海岸堤防の耐震対策	48% 50%	約50%	
	⑯ 砂防ダム堆積土砂の撤去	18% 23%	約30%	県独自項目
都市	⑰ 下水道マンホールの耐震補強 令和5年度 目標達成	82%	約80%	
	⑱ 下水道管路の地震対策	46% 73%	100%	着手率

3. 主な対策メニューの取組状況

道路

④ 橋梁の耐震補強(緊急輸送道路)

災害リスク



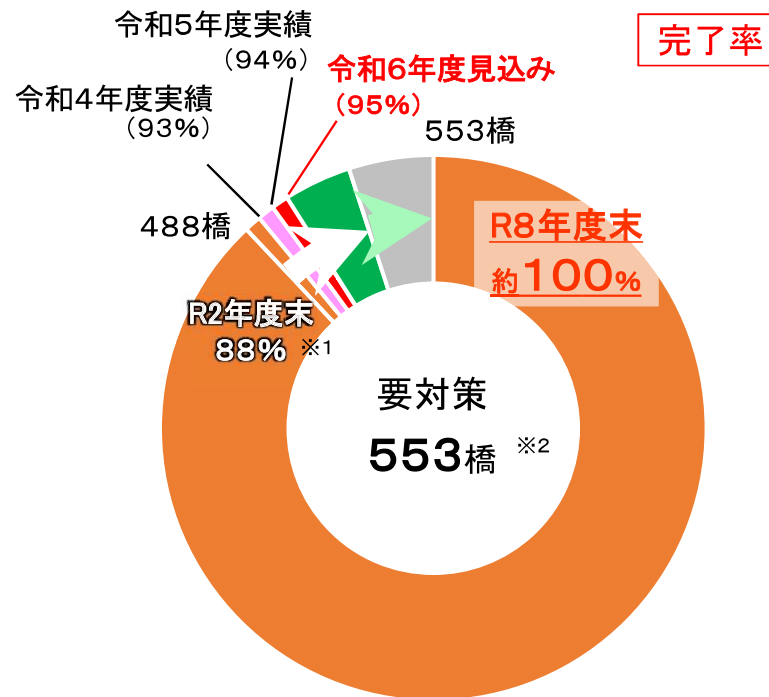
阪神淡路大震災以前の基準で設計された橋梁は、関東大震災クラスの地震をもとに設計されており、**阪神淡路大震災クラス等の大規模地震が発生した場合、橋脚等が損傷し、長期間通行が出来ないリスク**があります。このような橋梁等が、緊急輸送道路で553橋確認されています。

対策例



阪神淡路大震災クラス等の大規模地震が発生した際にも損傷が限定的なものに留まり、速やかに機能回復が出来るように対策を講じます。

- 橋脚の補強: 橋脚を鉄筋と特殊なモルタル等で補強
- 落橋防止対策: 橋桁と橋脚を連結すること等で橋桁の落下を防止



※1: 令和3年3月時点の対策完了箇所数(488橋)

3か年緊急対策で24橋実施

※2: 令和3年3月現在の緊急輸送道路上の15m以上の橋梁数

**令和8年度に
100%完了予定**

3. 主な対策メニューの取組状況

道路

⑤ 未改良区間の整備（緊急輸送道路）

災害リスク



現在の道路構造令は、車道の幅員を5.5m以上としています。これを満たさない未改良の道路では、車両のすれ違いが困難であるなど、災害時の緊急輸送を円滑に実施することが出来ないリスクがあります。このようなリスクがある道路が、第2次緊急輸送道路で約19km確認されています。

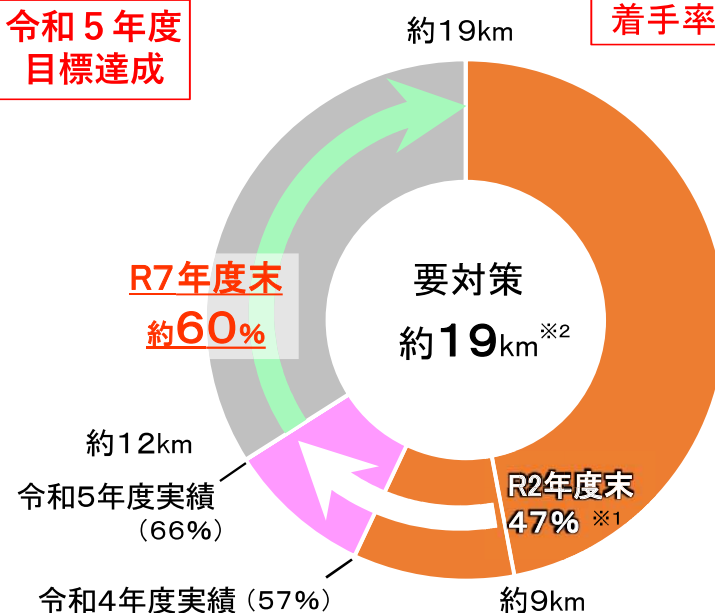
対策例



現道の拡幅整備（5.5m以上）や、線形の悪い箇所ではバイパスを整備するなど、大型車両が容易にすれ違える2車線の道路に改良を行います。

令和5年度
目標達成

着手率



※1: 令和3年3月現在の着手済み延長数 (約9km)

本対策は、3か年緊急対策の対象ではなかったため、従前は通常事業で対応

※2: 令和3年3月現在の未改良の第二次緊急輸送道路の延長

【令和8年度以降の残事業】

○通常予算のみで対応した場合

約25年後
に100%着手

○「5か年加速化対策」と同水準の国土強靱化予算が継続した場合

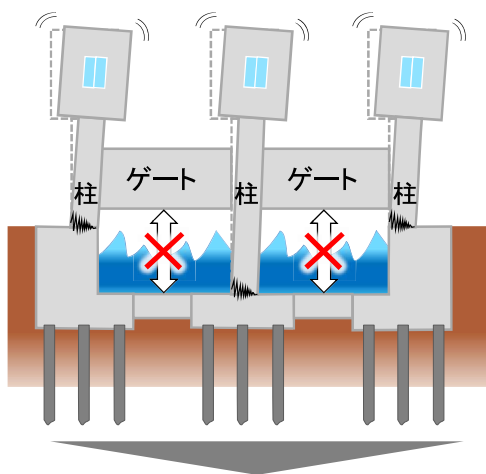
約15年後
に100%着手

3. 主な対策メニューの取組状況

流域

⑥ 河口部の大型水門・樋門等の耐震化

災害リスク



これまでの水門は、供用中に発生する確率の高い地震(L1地震動)をもとに設計されており、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、柱等が損傷し、ゲート開閉が出来ない等のリスクがあります。このような大型水門等が、20施設確認されています。

対策例

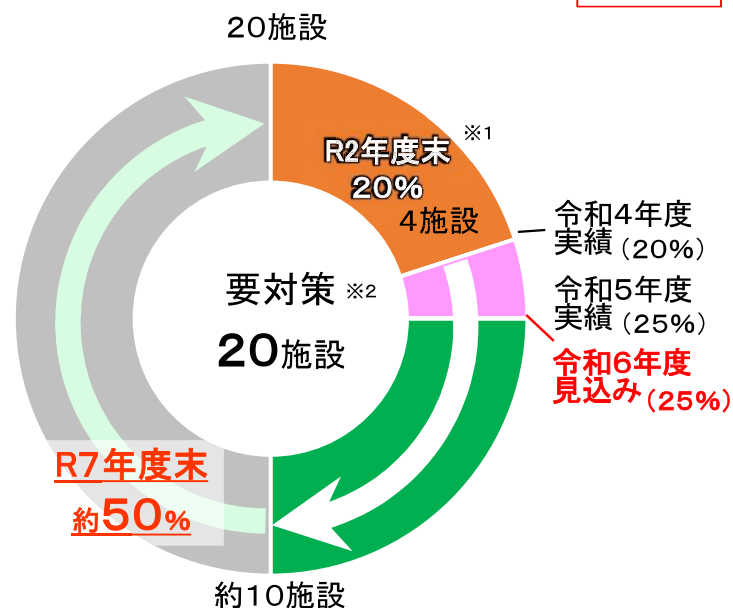


将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震(L2地震動)に耐えられるように対策を講じます。

- 水門柱の補強: 鉄筋と特殊なモルタル等で補強
- 排水機場建屋の補強: 柱や壁等を鉄筋とコンクリート等で補強

等

完了率



※1: 令和3年3月現在の対策完了箇所数(4施設)

3か年緊急対策で4施設実施

※2: 平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検による要対策施設数

【令和8年度以降の残事業】

○通常予算のみで対応した場合

○「5か年加速化対策」と同水準の国土強靱化予算が継続した場合

約25年後に完了

約10年後に完了

3. 主な対策メニューの取組状況

流域

⑨ 海岸堤防等による高潮対策

災害リスク



平成13年台風第11号（伊勢市）

高潮による浸水被害から防災拠点等が集積する地区や緊急輸送道路、鉄道等を守るため、伊勢湾台風が満潮時に到達した際の影響を想定し、堤防の設置や高さを上げる等の対策が必要な海岸が約131kmあります。

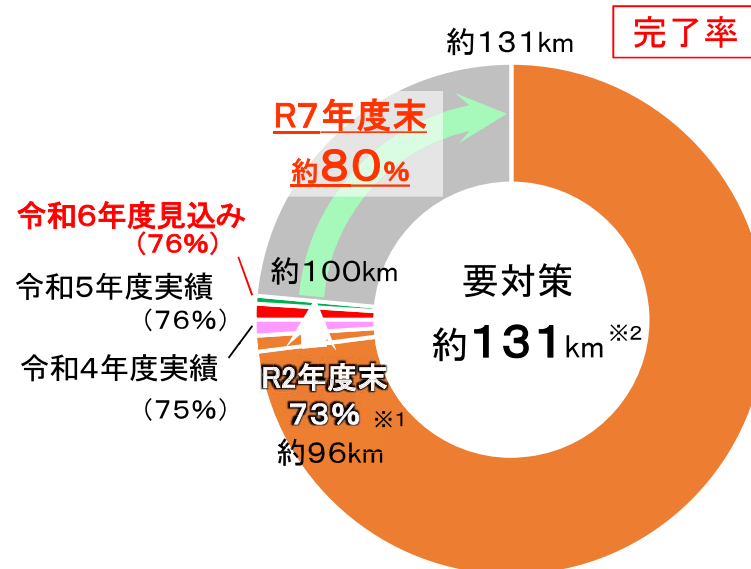
対策例



堤防工
宇治山田港海岸（伊勢市）

- 堤防工：堤防の設置や高さを上げることで、高潮等による海水の侵入を防止
- 養浜工：人工的に土砂を供給し、減少した砂浜を回復させ、波の力を減衰
- 離岸堤工：沖合いに海岸線とほぼ平行に構造物を設け、波の力を減衰

等



※1: 令和3年3月現在の対策完了延長数(約96km)
3か年緊急対策で1.5km実施

※2: 令和3年3月現在の背後地に防災拠点等が集積する地区や緊急輸送道路、鉄道等が存在する海岸の延長

【令和8年度以降の残事業】

- 通常予算のみで対応した場合
- 「5か年加速化対策」と同水準の国土強靱化予算が継続した場合

約55年後
(約25年後)
に完了

約35年後
(約15年後)
に完了

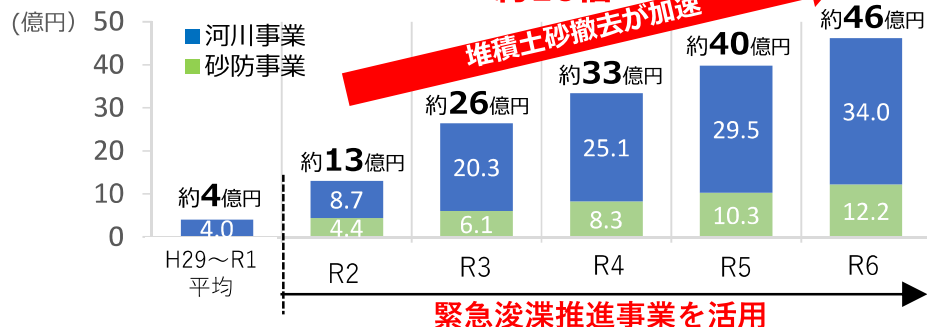
※()内は背後に指定避難所が位置する海岸における対策完了目標

3. 主な対策メニューの取組状況

流域

⑩ 河川堆積土砂の撤去 ※緊急浚渫推進事業債を活用

【三重県の堆積土砂撤去予算の推移】 約10倍

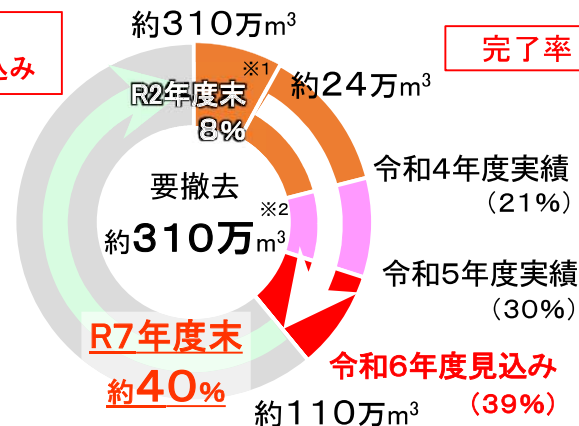


【緊急浚渫推進事業債】

- 事業年度
令和2～6年度（5年間）
- 地方財政措置
充当率：100%
元利償還金に対する交付税措置率 70%

令和6年度
目標達成見込み

完了率



※1: 令和3年3月現在の撤去土量 (約24万m³)

※2: 平成30年度末現在の蓄積量

【令和7年度以降の残事業】

- 緊急浚渫推進事業債が終了した場合
- 緊急浚渫推進事業債が継続した場合

約20年後
に完了

約10年後
に完了

災害リスク



外城田川 (伊勢市)

河川に土砂が堆積すると、水がスムーズに流れず、**豪雨時に洪水のリスクが高ま**ります。現在、河川には上流からの土砂流出により、毎年約20万m³の土砂が堆積しており、また、これまでに撤去されず蓄積してきた土砂が、全体で約310万m³確認されています。

対策例



河川堆積土砂の撤去
外城田川 (伊勢市)

県の河川事業により、毎年の堆積量を上回る約22万m³を撤去します。加えて、民間の砂利採取について、制度を拡充することにより、毎年15万m³程度の撤去を目指します。これらにより、**毎年合計約37万m³を撤去**し、蓄積した土砂も含めて計画的な撤去を進めます。

3. 主な対策メニューの取組状況

流域

⑬ ダム整備(鳥羽河内ダム)

災害リスク



加茂川水系では昭和63年の集中豪雨(時間最大53mm、総雨量306mm)により甚大な被害(死者4名、浸水面積186ha、浸水戸数72戸)が発生しました。

こうした豪雨は、加茂川水系で20年に1回の確率で発生するリスクがあります。

対策例

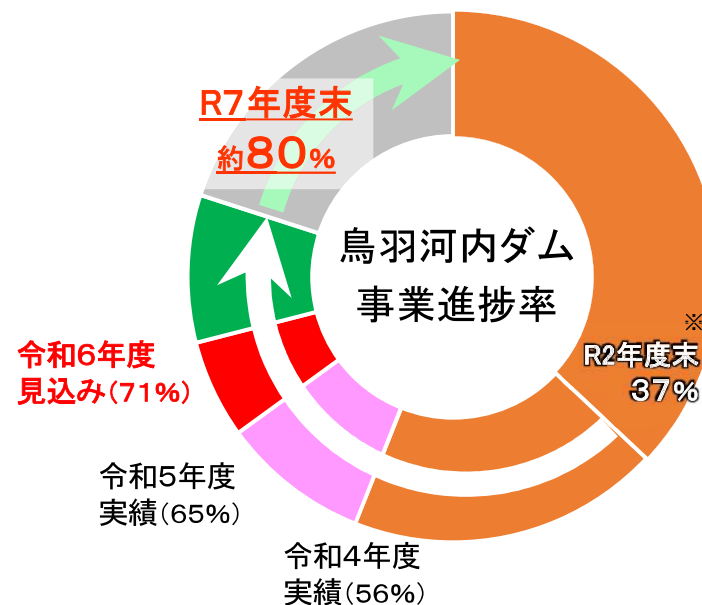


鳥羽河内ダムを整備することにより、河川のピーク時の流量を1/5に抑え、浸水被害を軽減します。

<浸水被害低減効果>

- 浸水想定面積
整備前62ha→整備後12ha
- 浸水想定戸数
整備前327戸→整備後17戸

事業進捗率



※:本対策は、3か年緊急対策の対象ではなかったため、従前は通常事業で対応

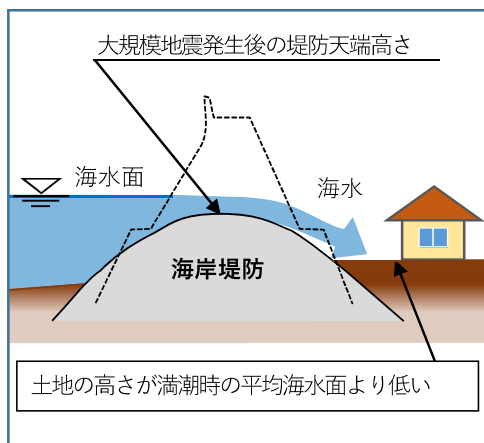
**令和10年度に
完成予定**

3. 主な対策メニューの取組状況

流域

⑮ ゼロメートル地帯における海岸堤防の耐震対策

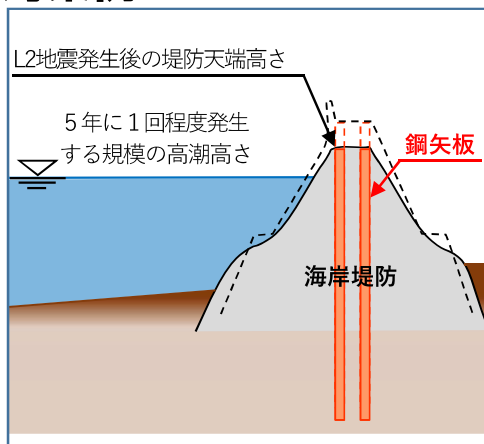
災害リスク



伊勢湾台風等を機に造られた海岸堤防は、大規模地震が発生した場合、沈下や損傷といった変形が生じ、土地の低いゼロメートル地帯では高潮や津波による浸水被害が長期化するリスクがあります。

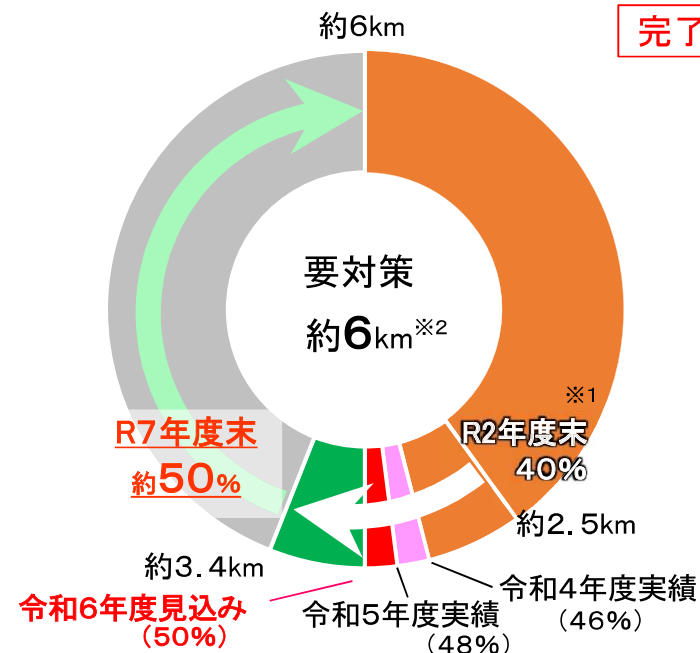
海拔ゼロメートル地帯で直接海に面している海岸堤防の区間が約6kmあります。

対策例



上記区間のうち、地盤の状況等から地震時に変形の恐れがある箇所については、将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震(L2地震動)発生後も、5年に1回程度発生する規模の高潮による浸水被害が生じないように、鋼矢板を打設する耐震対策を講じます。

完了率



※1: 本対策は、3か年緊急対策の対象ではなかったため、従前は通常事業で対応
令和3年3月現在の対策完了区間延長数(約2.5km)
※2: 令和3年3月現在のゼロメートル地帯で直接海に面している海岸堤防の区間延長

【令和8年度以降の残事業】

- 通常予算のみで対応した場合
- 「5か年加速化対策」と同水準の国土強靱化予算が継続した場合

約25年後
に完了

約15年後
に完了

3. 主な対策メニューの取組状況

流域

⑩ 砂防ダム堆積土砂の撤去 ※緊急浚渫推進事業債を活用

災害リスク



後谷川砂防ダム（いなべ市）

砂防ダムの堆積土砂が満杯になると、さらに発生した土砂を貯めきれず、豪雨時に土石流が発生するリスクがあります。

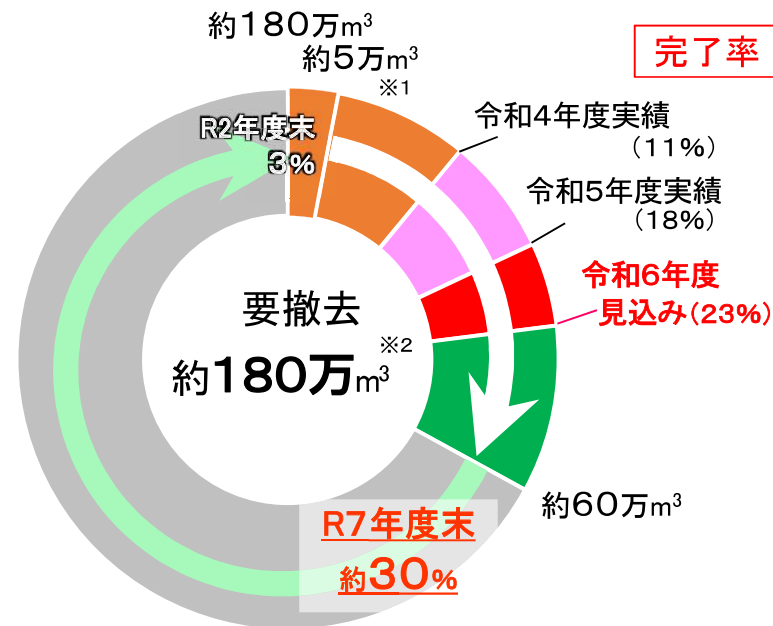
砂防ダムには毎年約3万m³の土砂が堆積しており、満杯になったダムの蓄積量は全体で約180万m³確認されています。

対策例



砂防ダム堆積土砂の撤去
後谷川砂防ダム（いなべ市）

県の砂防事業により、毎年の堆積量を上回る約15万m³を撤去します。リスクの高い、土砂で満杯になった箇所から計画的な撤去を進めます。



※1: 令和3年3月現在の撤去土量(約5万m³)

※2: 令和2年度までの調査による蓄積量(満杯になったダムを対象)

【令和7年度以降の残事業】

○緊急浚渫推進事業債が終了した場合

○緊急浚渫推進事業債が継続した場合

完了の見込み
なし

約15年後
に完了

4. 三重県から国への提言 — 防災・減災、国土強靱化の推進 —

過去の要望活動

R5

- 4/25-26 令和6年度国への提案・提言活動
- 10/17 国土強靱化補正予算に向けた要望活動
- 11/16-17 令和6年度予算の確保に向けた国への要望活動
- 11/29 令和5年度補正予算成立

R6

- 3/22 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書（県議会）
- 4/18-19 令和7年度国への提案・提言活動
- 10/2 国土強靱化補正予算に向けた要望活動


	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国土強靱化 5か年加速化対策	← (3か年緊急対策) →			← ※ R6補正で終了 →					
緊急浚渫事業債			← ※ R6年度で終了 →						
緊急自然災害防止 対策事業債	← →		← →						
緊急防災・減災事業債	← →		← →						

R6、R7で終了

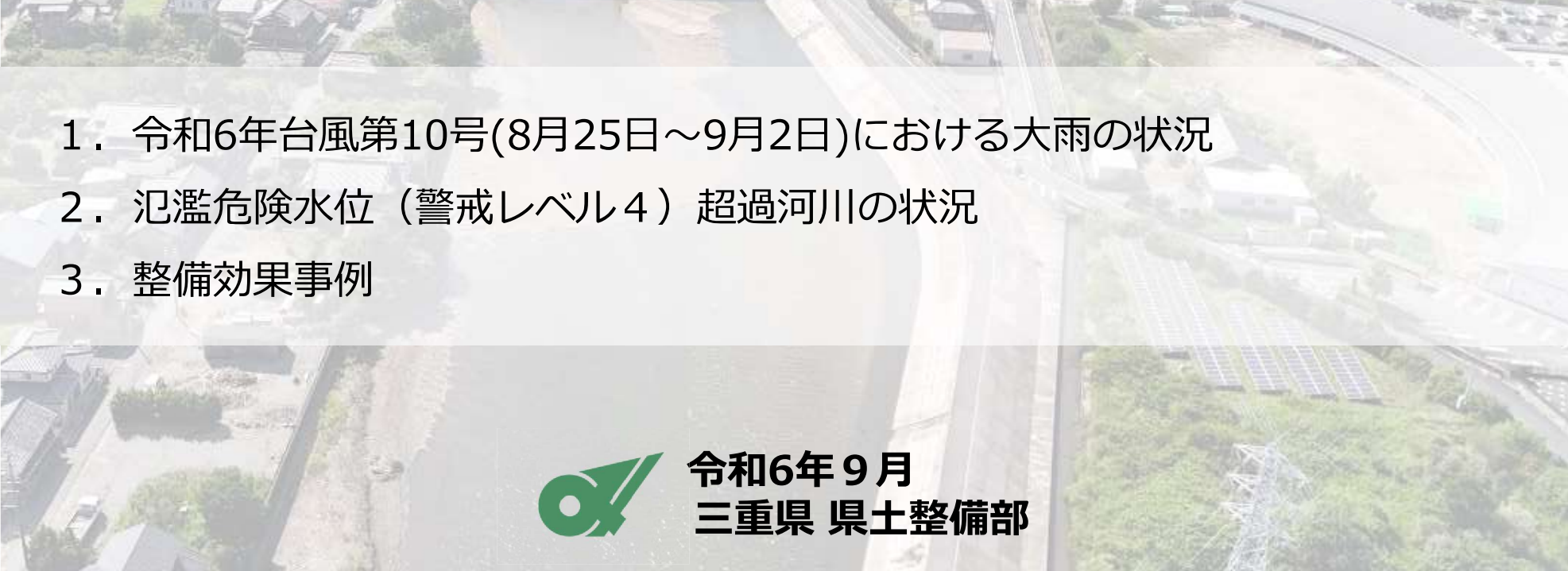
❗ 課題

- ・ 5か年加速化対策期間終了後においても、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが必要
- ・ 地方債事業を活用して整備が加速しているが、時限措置内で整備が完了するものではないため、国土強靱化対策の推進に向けて地方債事業の延長が必要

**国土強靱化実施中期計画の早期策定、
緊急浚渫推進事業等の地方債延長等、引き続き要望**



令和6年台風第10号（8月25日～9月2日） における 防災・減災、国土強靱化対策 効果事例

- 
1. 令和6年台風第10号(8月25日～9月2日)における大雨の状況
 2. 氾濫危険水位（警戒レベル4）超過河川の状況
 3. 整備効果事例



令和6年9月
三重県 県土整備部

1. 令和6年台風第10号(8月25日～9月2日)における大雨の状況

三重県では令和6年8月25日～9月2日の長い期間にわたって大雨となり、総雨量が平年の8月の月降水量を大幅に超える記録的な大雨となった。
8月31日には、三重県北中部に線状降水帯が発生し、局地的に降水量が急激に増加した。

○道路の状況（県管理道路）

60区間で通行止めを実施
(災害8区間、冠水6区間、雨量規制46区間)



津市街地の冠水の状況



津市内の冠水状況

○施設の被災状況

県市町合計で103件の災害復旧事業を報告（9月11日時点）

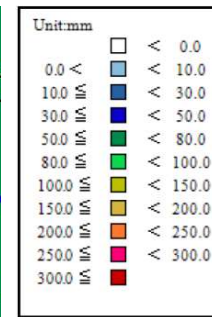
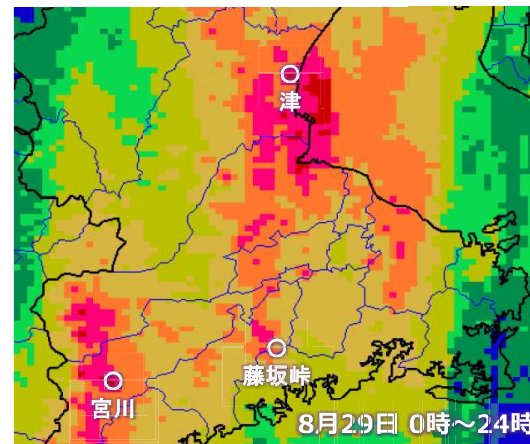
	河川	砂防設備	道路	橋梁	合計
県	45	2	12	1	60
市町	21	0	21	1	43
合計	66	2	33	2	103

○県内雨量状況

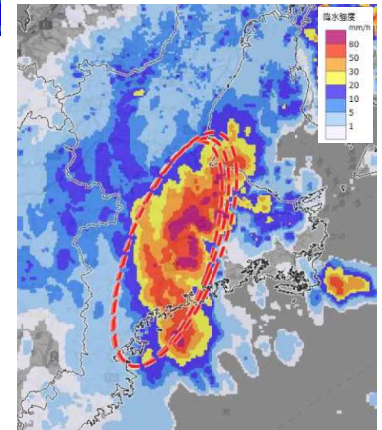
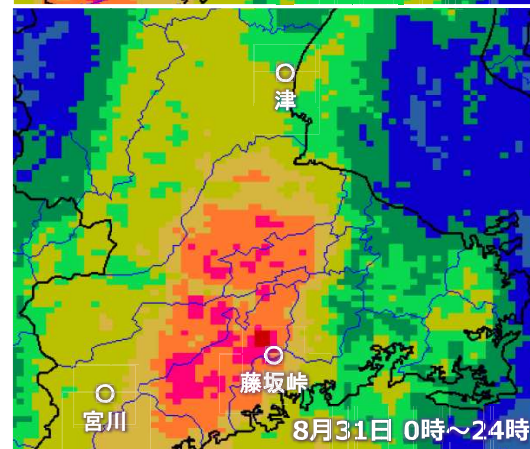
※8月25日18時～9月2日04時の合計値

観測所	時間最大(mm)	降水量※(mm)	備考
津（津市）	73.5	618.0	津観測所で 72時間降水量が 観測史上1位を 更新
宮川（大台町）	45.0	745.0	
藤坂峠（大紀町）	74.5	691.0	

○解析雨量※積算分布図（24時間積算）



三重県北中部で線状降水帯発生
(8月31日13時50分)



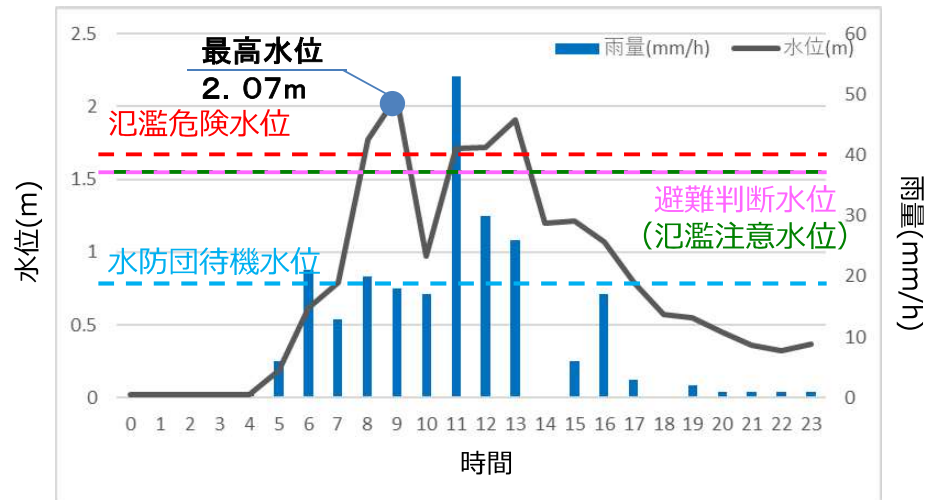
出典：津地方気象台

2. 氾濫危険水位（警戒レベル4）超過河川の状況

県が管理する 11 河川で氾濫危険水位（警戒レベル4）を超過

【二級河川 名古屋須川（松阪市 大津名古屋須橋観測所）】

時間雨量53mm、24時間雨量236mm

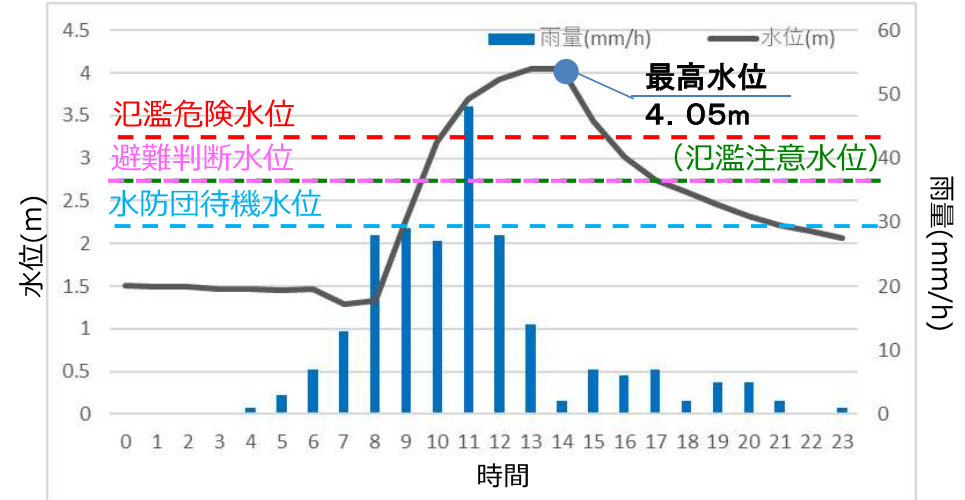


名古屋須川（迎出橋上流側）8月29日9時20分



【二級河川 安濃川（津市 一色観測所）】

時間雨量48mm、24時間雨量235mm

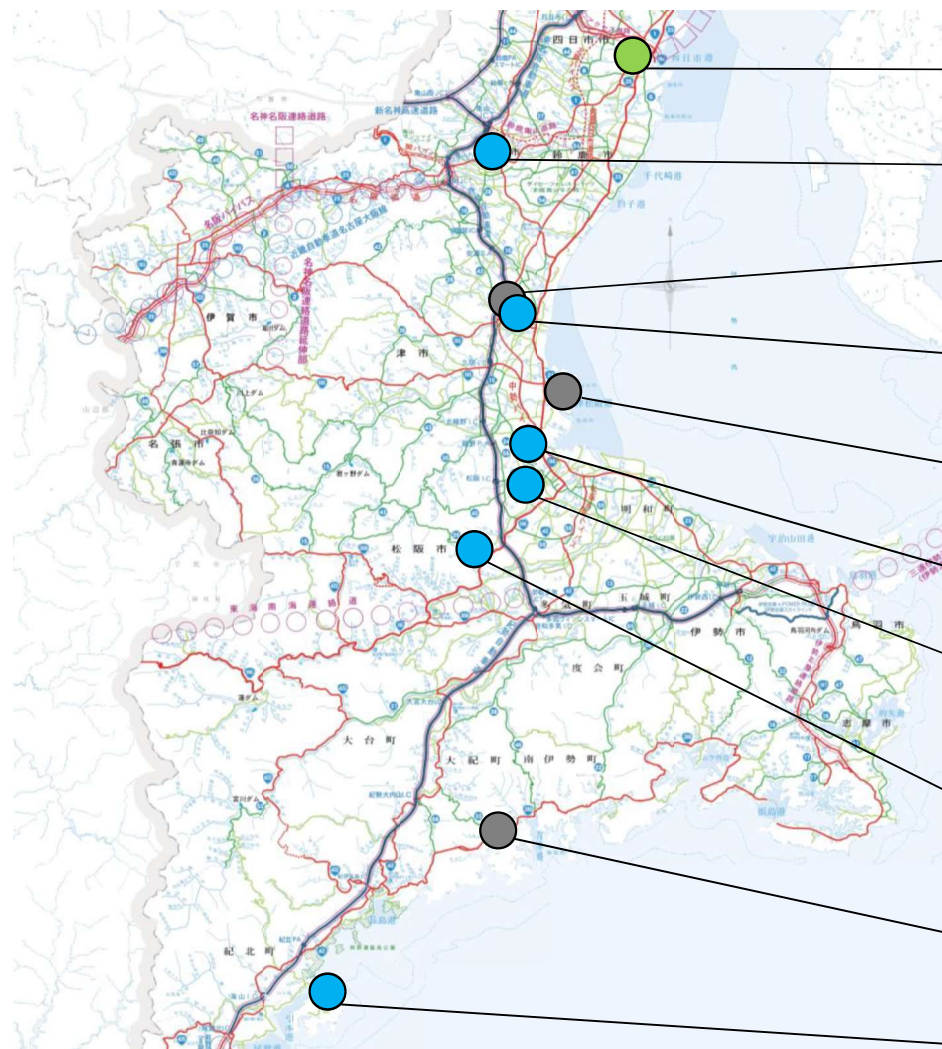


安濃川（一色橋）8月29日14時10分



3. 整備効果事例 位置図

令和6年台風第10号により記録的な大雨を受けたが、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等で整備し、整備効果を発揮したインフラ施設について、代表的な事例を紹介。



- 9. 浜田通り
貯留管築造事業（四日市市）
- 5. 一級河川棕川
河川改修事業(堤防強化)（亀山市）
- 3. 主要地方道津芸濃大山田線
道路排水設備(機械設備)改修事業（津市）
- 6. 二級河川安濃川
河川堆積土砂撤去事業（津市）
- 2. 一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)
橋梁架替事業（津市）
- 4. 二級河川三渡川
河川改修事業（松阪市）
- (参考)二級河川堀坂川（松阪市）
- 8. 辻原5地区
急傾斜地崩壊対策事業（松阪市）
- 1. 一般国道260号
災害防除事業（南伊勢町）
- 7. その他水系谷地東谷
砂防事業（紀北町）

◇一般国道260号災害防除事業（南伊勢町）

5か年加速化対策

対策前



対策後



Before:

○第3次緊急輸送道路に指定されているが既存のコンクリート吹付は劣化が進みひび割れ等の変状が確認され、豪雨時に崩壊し、道路の通行が困難になるリスクがあった

After:

○コンクリート吹付の対策を実施することで、豪雨による法面の崩落を防止し、通行止めリスクが低減された

今回、時間雨量60mm、累計590mmの降雨があったが、法面崩壊による通行止めは発生しなかった

◇一般県道香良洲公園島貫線 香良洲橋 橋梁架替事業（津市）

5か年加速化対策



Before:

○第2次緊急輸送道路に指定されているが、複数の橋脚が河川の流れを阻害し豪雨時に橋梁が流失するなど、通行止めとなるリスクがあった

After:

○河川の流れを阻害する橋脚が少ない橋梁形式に架け替えることで、豪雨時の橋梁の流失を防止し、通行止めリスクが低減された

今回、時間雨量73.5mm、累計618mmの降雨があったが、橋梁に変状はなく、流水への障害も発生しなかった

◇主要地方道津芸濃大山田線 道路排水設備(機械設備)改修事業 (津市)



対策前

対策後



Before:

○令和2年9月台風第10号による40mm/hの降雨で冠水が発生し、3時間以上通行止めが発生

〔対策前の10年間で4回冠水が発生〕

After:

○排水ポンプを改修することにより、吐水量が160%向上したことで大雨時の通行止めリスクを軽減した

今回、時間雨量50mm/hの豪雨でも冠水は最小限(30分)

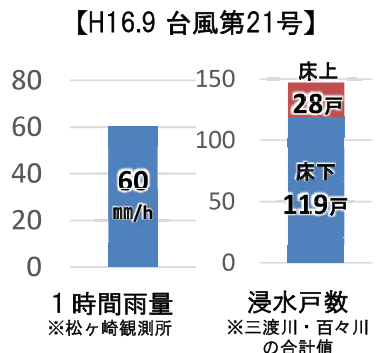
◇二級河川三渡川 河川改修事業（松阪市） ※事業推進中

3か年緊急対策



Before:

○平成16年9月台風第21号の豪雨による出水により、三渡川・百々川あわせて床下119戸、床上28戸の家屋浸水被害が発生

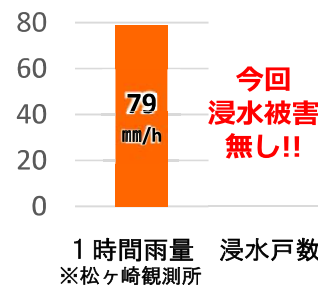


After:

○河川改修等で川幅を広げたことにより、水位低下が図られ浸水被害発生リスクが軽減された

今回、H16出水を超える1時間雨量を記録したが、流域内の家屋等の浸水被害発生を防いだ

【R6.8 台風第10号】



◇一級河川椋川 河川改修事業(堤防強化) (亀山市)

5か年加速化対策



Before:

○想定を超える大雨により、河川の水が堤防を越えると、堤防の裏側等が削られて堤防が決壊するリスクがあった

After:

○堤防をコンクリートで覆うことにより、越水しても壊れにくい「粘り強い堤防」に強化された
今回、近傍の水位観測所において氾濫危険水位(警戒レベル4)を超過したが、被害が発生しなかった

◇二級河川安濃川 河川堆積土砂撤去事業（津市）

対策前

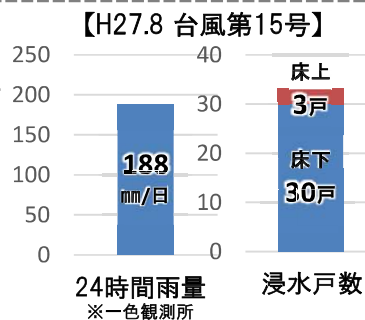


対策後



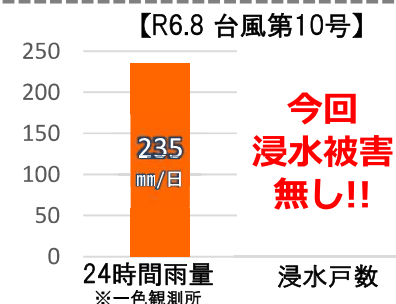
Before:

○平成27年8月台風第15号の豪雨による出水により床下30戸、床上3戸の家屋浸水被害が発生



After:

○堆積土砂を撤去したことにより、河川の水がスムーズに流れ洪水発生リスクが軽減された



今回、浸水被害が発生した平成27年8月台風15号以上の雨が降ったが、氾濫は発生しなかった

◇その他水系谷地東谷 砂防事業（紀北町）

5か年加速化対策

**Before:**

○豪雨時に土石流が発生した場合、下流の人家58戸、避難所2箇所、診療所等が被災するリスクがあった

After:

○砂防堰堤を整備することにより、土石流が発生した場合、岩や流木などを含む約1.4千 m^3 の土砂を貯めることが可能となり、土砂災害が発生するリスクが低減された

今回、時間雨量65mm、累積雨量201mmの降雨があったが、土砂災害による被害は発生しなかった

◇辻原5地区 急傾斜地崩壊対策事業（松阪市）

5か年加速化対策



Before:

○豪雨時にがけ崩れが発生し、がけ下の人家8戸、県道が被災するリスクがあった



After:

○擁壁を整備することにより、がけ崩れから人家8戸、県道を保全した

今回、時間雨量67mm累積雨量278mmの降雨があったが、土砂災害による被害は発生しなかった

◇浜田通り貯留管築造事業(四日市市) ※四日市市事業

3か年緊急対策
5か年加速化対策

貯留管工事の状況



令和4年6月～供用開始

降雨後の状況



貯留管位置

○四日市市阿瀬知排水区では、近年の浸水被害から整備水準を時間75.1mm降雨に引き上げ、浜田通りの地下に**貯留管を整備**

■当排水区の浸水被害

- ・過去10年間に100戸以上
- (内訳)延べ床上浸水戸数：31戸
- 延べ床下浸水戸数：79戸

■事業概要

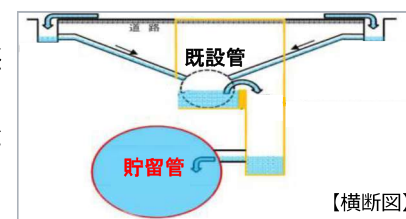
- ・排水区面積：182.1ha
(貯留管整備効果対象面積：約70ha)
- ・貯留量：約1.5万m³
- ・直径：4.4m
- ・延長：1.1km

○台風第10号で貯留管が満水になるまで貯留効果を発揮し、**浸水リスクを回避**

■貯留管の仕組み

大雨時に既設の下水道管が溢れる前に雨水を一時的に取り込み、道路等の浸水被害を軽減させる施設

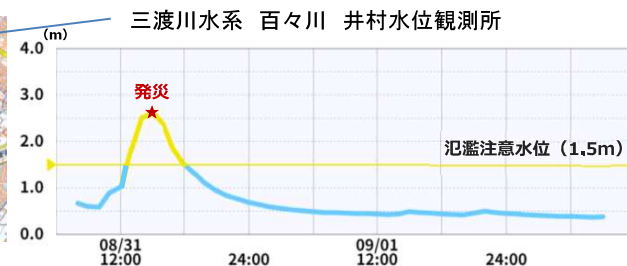
イメージ図



【横断面】

◇二級河川堀坂川（松阪市）

発災日時	8月31日15:00	伊勢寺雨量観測所で 時間雨量53mm、日雨量184mmを観測
被災概要	二級河川堀坂川（松阪市田牧町）堤防欠損（L=30m）	
対応状況	8月31日20:20 応急対応着手（川裏側の土嚢設置）	
	9月 1日13:00 大型土のう、袋詰め玉石（材料は中部地方整備局より支援）設置開始	
	→ 9月 2日18:00 応急対応完了	



早期の応急対応が完了
今後は災害査定（11月第4週）を行い、早期の復旧を目指す

地域を支える建設業の将来像イメージ



令和6年10月
常任委員会

(3)建設DXの更なる推進について

県土整備部
技術管理課

プラン取組の最新情報はこちら↓ 担い手確保支援チームの活動状況↓



X (旧Twitter)
@mie_kasseika



Instagram
@MIE_KENDO_NINAITE



目次



三重県建設産業 活性化プラン 2024

1. 建設DX推進の背景
2. 建設DXの取組方向
3. 受注者における建設DXの取組
4. 発注者における建設DXの取組
5. 三重県が行う
建設業の建設DX促進に向けた取組



1. 建設DX推進の背景

○令和6年6月担い手3法改正

(1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像 国土交通省

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法**を改正

		議員立法 公共工品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用(変更契約)	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性 向上	●ICT活用(データ活用・データ引継ぎ) ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化	
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化(JV方式・労災保険加入)	(参考) ◇公共工品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ) ・誘導的手法(理念、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ(ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

(出典：国土交通省不動産・建設経済局建設業課 令和6年8月
第三次・担い手3法について～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～ より)

※担い手3法：公共工事の品質確保の促進に関する法律・建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

方向性・法改正の内容 ()内は主体

○既にICT活用が進む「特定建設業者」や、より適切な施工確保が求められる「公共工事の受注者」からICT活用を推進し、下請への普及を促進していく必要

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
 - ②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
 - ③ICT活用した現場管理の指針作成(国)
 - ④公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)
- ※「ICTを活用した現場管理」の具体的な内容は、指針において提示予定(例：情報共有ソフト活用、web会議による遠隔管理)。

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

○建設産業活性化プラン2024の取組方針

【取組方針2：労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切にできるように、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組みます。

また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現を目指すとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組みます。

【取組方針3：生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組みます。

建設企業の
建設DXの推進による、
労働環境の改善や
生産性の向上に
取り組む



建設DXの取組方向



2. 建設DXの取組方向



3. 受注者における建設DXの取組

インターネットの活用による生産性向上

施工現場における建設DX

ICT施工



ICT建機
施工

施工・出来形管理



画像から管理資料の自動作成

遠隔で現場確認



発注者の段階確認



会社から現場指示や相談

ライブカメラ活用



会社から現場状況確認

多様な働き方の実現や 担い手確保へつなげる

柔軟な労働条件



短時間勤務
やフレック
スタイム等

仕事だけでなく 時間活用



資格取得

など

家事

子育て

工事事務における建設DX

入札・契約手続



資材発注・管理



ASP



現場から稟議・発注

書類作成



書類作成システム

バックオフィス



分業化の取組

会社事務におけるDX

稟議・決裁



スマホで
決裁

社内システム



リモートワーク



スマホで勤怠報告

多言語対応



翻訳アプリの
活用

社員教育



教育アプリや教
育動画等を活用

5. 三重県が行う建設業の建設DX促進に向けた取組

<建設産業活性化プラン2024 取組方針3 生産性の向上>

建設DX促進説明会



県内10会場で開催

対象：DX導入を検討している
建設企業・技術者

建設DX講習会

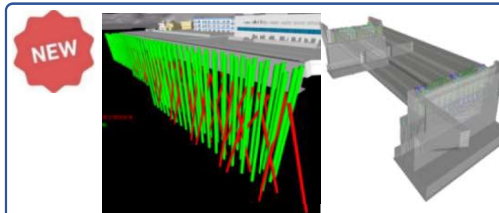


3D-CADソフトの操作研修

受講者に合わせた内容で開催

対象：ICTスキルをアップさせたい技術者
概要：受講者のスキルレベル合わせ
2種類開催（初・中級と上級）

BIM/CIMの工事活用



BIM/CIM成果を工事で活用

県から受注者にBIM/CIM成果を提供し、
「施工計画の検討補助」・「現場作業員
等への説明」・「2次元図面の理解補
助」等に活用する

新技術活用



スキャナで鉄筋間隔を自動計測

新技術等を紹介
するが「ツブツク
を作成

<建設産業活性化プラン2024 取組方針2 労働環境の改善>

バックオフィスの導入促進

NEW 新しい働き方として
バックオフィスの導入を後押し

バックオフィス説明会の開催

対象：バックオフィスの導入を検討している経営者
概要：バックオフィスの概要、バックオフィスの効
果、導入企業の成功事例紹介

バックオフィスの導入を支援

概要：導入を具体的に検討する企業経営者に向けた
セミナー開催

遠隔臨場・ASPの推進

遠隔臨場・ASPを積極的に活用し
労働時間の短縮を後押し

引き続き利用拡大を目指す

施工現場の安全確保

NEW ライブカメラや遠隔臨場
により、安全管理を実施



遠隔臨場を活用し安全点検
を実施する試行工事を実施

柔軟な働き方の促進

建設DXの導入で柔軟な働き方が
可能になる



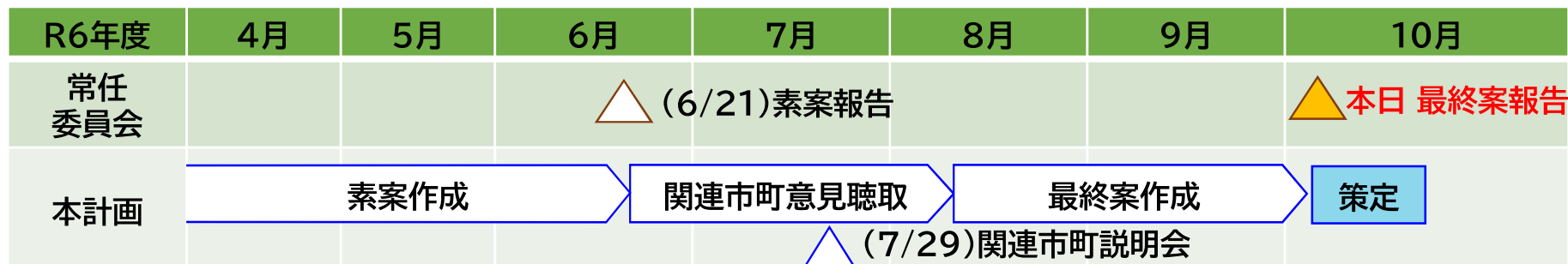
リモートワークやフレック
クスタタイムなど、
柔軟な働き方を促進

(4)三重県流域下水道地球温暖化対策計画 最終案について

これまでの経緯

令和6年6月 防災県土整備企業常任委員会にて、本計画(素案)を報告

7月 流域下水道関連15市町に意見聴取

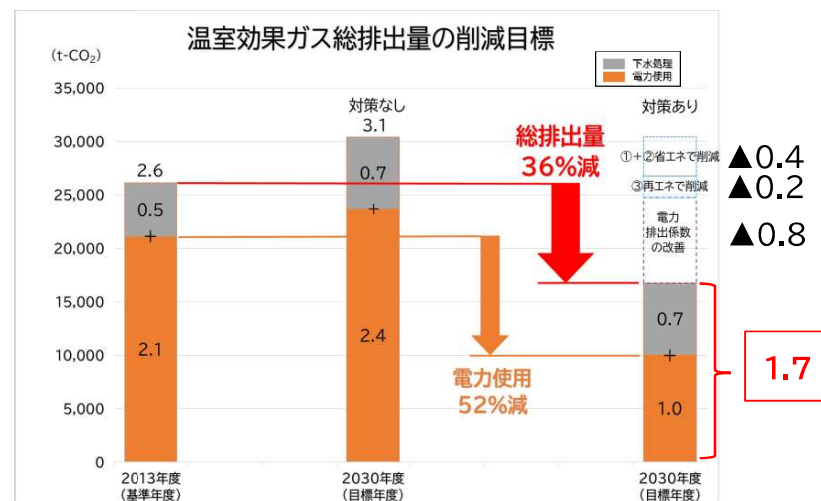


40

三重県流域下水道地球温暖化対策計画(素案)の概要

本計画は、流域下水道事業において、地球温暖化対策を推進するため、次の3つの取組の実施と電力排出係数の改善により、2030年度での温室効果ガス排出量を1.7万tまで削減し、削減率36%(2013年度比)を目指す計画です。

①[省エネ]運転方法の見直し	
取組	機器制御方法の見直し
②[省エネ]高効率機器等の導入	
取組	設備・機器の高効率化 LED照明化
③[再エネ]再生可能エネルギー施設の導入等	
取組	太陽光発電施設の設置 再生可能エネルギー電力の調達



流域下水道関連15市町への意見聴取

流域下水道関連15市町への説明会后、いただいた意見とともに本県の考え方、対応は以下のとおりです。なお、全ての市町から本計画の策定について了承を得ました。

■意見の要旨

- ・ 温室効果ガス削減にかかる費用は、市町への負担を考慮し、コスト削減の意識をもって進めて欲しい。
- ・ 太陽光発電施設の設置やカーボンクレジットなどの活用により温室効果ガスの削減を図ることは必要と思われる。

■意見に対する考え方

流域下水道事業は、関連市町の負担金により成り立っていますので、関連市町の理解が得られるよう、維持管理コストの削減効果を検討した上で、再生可能エネルギー施設の設置や、設備の更新にあわせた高効率機器の導入など、計画的かつ効率的に温室効果ガス排出量の削減を進めていきます。

■対応

ご意見を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の基本方針に、コスト削減に努める旨を記載します。

(別冊 P.9)

本計画(最終案)について

基本方針を一部修正(右表)した以外、6月21日に防災県土整備企業常任委員会で報告した素案から変更はありません。

最終案	素案
5 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	
(1)基本方針 県計画(事務・事業編)に掲げる基本方針を準用し、①から③の電力使用による取組を 実施 します。(中略) なお、すべての取組に関して、 コスト削減に努めます。	(1)基本方針 県計画(事務・事業編)に掲げる基本方針を準用し、①から③の電力使用による取組を 検討 します。(後略)

(5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

令和5年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者が管理を行った施設は以下のとおりです。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、令和5年度分の管理状況を報告します。

さらに、令和5年度をもって指定期間が終了した三重県流域下水道施設、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅について、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果を併せて報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	報告内容	
				R5年度 管理状況	全期間 評価
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	R5. 4. 1～ R10. 3. 31	○	—
	県営都市公園 ダイセーフオレストパーク (鈴鹿青少年の森)	鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社	R5. 2. 1～ R23. 3. 31	○	—
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	サンシャインパーク GM	R5. 4. 1～ R10. 3. 31	○	—
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	R5. 4. 1～ R10. 3. 31	○	—
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	R5. 4. 1～ R10. 3. 31	○	—
下水道施設	三重県流域下水道施設	公益財団法人三重県下水道公社	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	○
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	鈴鹿亀山不動産事業協同組合	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	○
	三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 ＜中勢伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事業協同組合	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	○
	三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管理事業共同体	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	○
	三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管理事業共同体	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	○

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」業務計画を順調に実施している。
- 「C」業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」当初の目標を達成している。
- 「C」当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和5年度分＞（概要）

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園				県営都市公園 ダイセーフオレストパーク (鈴鹿青少年の森)				
指定管理者の名称	株式会社名阪造園				鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績	
	公園利用者満足度		82%	82.7%	公園利用者満足度		82%	95.0%	
※成果目標は、R4年度評価までの「公園利用者数」に替えて、R5年度評価からは「公園利用者満足度」に変更しています。					※R4年度は、短期間かつ一部区域のみを先行しての指定管理であったことから、成果目標の達成評価は未実施です。				
評価項目と内容	R4		R5		R4		R5		
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B		
2 施設の利用状況	B		B		B		B		
3 成果目標及びその実績	D	+	B				A		
県の総括的な評価	<p>＜指定管理者の評価に対する県の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、公園利用者数自体は伸び悩んでいるものの、マルシェイベントや腐葉土等の園芸資材の配布、カブトムシ幼虫掘りの実施、さらにはレンタサイクルの試験運用を開始するなど公園の利用促進に向けて積極的に取り組んだと認められる。公園HPのデザイン刷新と頻繁な情報発信など、広報面の積極的な取組が認められることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、成果目標とする公園利用者満足度が82.7%であり、目標達成となった。適切に施設の維持・管理を行いつつ、利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p>＜今後の課題又は指定管理者への期待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、スポーツ施設と、恵まれた自然をともに有する当公園の特色を最大限に活かし、公園利用者数の増加に向けて、更なる利用促進と公園の魅力向上につなげる施策展開を期待する。 県としても、県・指定管理者・関係市町で構成する「公園利用促進協議会」を設置し、当公園の利用促進に向けた施策の検討に関する議論を深めていく。 				<p>＜指定管理者の評価に対する県の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、公園の環境を活用した湿地帯植物観察会などに加えて、新たに福祉の視点から障害の有無・年齢等に関わらず楽しむことができるイベントの開催や、Park-PFIで設置したカフェとの連携イベントを開催するなど公園の利用促進に努めた。広報面でもWebや鈴鹿市広報を活用した情報発信を行い集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、成果目標とする公園利用者満足度が95.0%であり、目標達成となった。適切に施設の維持・管理を行いつつ、利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p>＜今後の課題又は指定管理者への期待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、恵まれた立地やPark-PFIによる再整備、さらには隣接する県立鈴鹿青少年センターとの令和6年度からの一体運用の開始を踏まえて、連携した体験プログラムの実施などによって公園利用者の増加をめざすとともに、更なる公園の魅力向上につながる施策の展開を期待する。 				

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和5年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク				県営都市公園 大仏山公園			
指定管理者の名称	サンシャインパークGM				有限会社太陽緑地			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 			
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	公園利用者満足度		82%	95.6%	公園利用者満足度		82%	78.4%
<small>※成果目標は、R4年度評価までの「公園利用者数」に替えて、R5年度評価からは「公園利用者満足度」に変更しています。</small>								
評価項目と内容	R4		R5		R4		R5	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		A		B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、高速道路に隣接した立地を活かした連携イベントの開催に加えて、新たに通年のウォーキングイベントを開催することで、幅広い利用者層に向けて公園の利用促進に努めた。また、Web及び観光情報誌、亀山市広報を活用した情報発信等を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、成果目標とする公園利用者満足度が95.6%であり、目標達成となった。適切に施設の維持・管理を行いつつ、利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、高速道路と公園とが一体となったハイウェイオアシスとしての立地を最大限に活用しつつ、ボランティア活動による緑化の実施など地域とのつながりがあることを活かすことで、高速道路利用者からも、地域住民からも愛される公園をめざした管理運営を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、自主イベントの開催に加えて、公園の立地及び施設をいかして新たに民間団体が開催するマルシェイベントの誘致も行った。また、テニス教室を平日中に開催するなどし、年間を通じた公園の利用促進に努めた。Webを活用した情報発信等も行うなど、集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、成果目標とする公園利用者満足度が78.4%であり、概ね目標達成となった。適切に施設の維持・管理を行いつつ、利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、野球場やテニスコートなどのスポーツ施設に加えて、自然散策路などの恵まれた自然を有する当公園の特色を最大限に活かして、更なる公園の利用促進策の展開を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和5年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園				三重県流域下水道施設			
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				公益財団法人三重県下水道公社			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道の機械設備及び電気設備の運転操作に関する業務 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 その他の業務 			
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	公園利用者満足度		82%	82.8%	目標放流水質(最大値)【北部浄化センター】	COD	18mg/l	10mg/l
	※成果目標は、R4年度評価までの「公園利用者数」に替えて、R5年度評価からは「公園利用者満足度」に変更していません。				※()は栄養塩類管理運転期間中の値。	T-N	17mg/l (20mg/l)	8.9mg/l (13mg/l)
評価項目と内容	R4		R5		R4		R5	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		A	
2 施設の利用状況	B		B		A		A	
3 成果目標及びその実績	A		B		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、季節ごとに体験イベント開催等の開催を行ったり、Webや各種メディアを活用した情報発信を展開するなど、積極的な取組が認められることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、成果目標とする公園利用者満足度は82.8%であり、目標達成となった。適切に施設の維持・管理を行いつつ、利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、利用者の安全確保に向けて施設の適切な維持管理を徹底するとともに、城ノ浜プールやキャンプ場の屋外Wi-Fi設備など県が整備した施設を最大限に活用しつつ、隣接する民間宿泊施設等との相乗効果を発揮して、大都市からのレジャー需要の受け皿としての機能の強化を図ることで、公園の利用促進につなげる更なる施策展開を期待する。 また、公園利用者数のうち大きな割合を占める「道の駅」利用者を、当公園のその他の地区へ誘導して、公園全体の利用促進を図る方策の展開を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務計画書に定めた管理業務について、年間を通じ、目標放流水質での運転管理に努めた結果、目標の値を超過することなく、安定したサービスの提供を行ったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、施設見学者の受入や出前講座など積極的に下水道の普及啓発に取り組んだ結果、これらの合計人数が目標を上回ったことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、下水処理に係る専門的な知識とノウハウを活かし、目標放流水質及び汚泥含水率の目標を達成した。加えて、コスト縮減も目標以上の成果を上げていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も安定した維持管理体制の継続に努め、目標放流水質を遵守した良好な放流水質を確保するとともに、引き続き積極的な普及啓発に取り組むことを期待する。 施設の長寿命化等によるライフサイクルコスト低減に向けた効果的な点検や適切な維持管理及び修繕について期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和5年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅〈北勢ブロック〉			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅〈中勢伊賀ブロック〉				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.0回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均5.0回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	R4		R5		R4		R5	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	+
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、83.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和5年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が0.6%（令和5年度の入居率64.1%）であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均4.0回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の85.4%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、89.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和5年度の入居率が前年度に対して0.2%増加している（令和5年度の入居率62.6%）ため、指定管理者の自己評価より高く評価した。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均5回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の85.5%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和5年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅(東紀州ブロック)				
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.2回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.2回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目 と内容	R4		R5		R4		R5	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な 評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、91.3%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和5年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が1%(令和5年度の入居率68.5%)であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.2回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の84.1%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、97.6%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和5年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が3.4%(令和5年度の入居率88.8%)であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.2回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の87.1%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価>（概要）

施設の名称	三重県流域下水道施設						三重県営住宅<北勢ブロック>					
指定管理者の名称	公益財団法人三重県下水道公社						鈴鹿亀山不動産事業協同組合					
指定の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日						平成31年4月1日～令和6年3月31日					
評価項目	R元		R2		R3		R1		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A	—	B		A		A		A		A	
施設の利用状況	A		A		A		B		A		B	
成果目標及びその実績	A		A		A		A		A		A	
	R4		R5		/		R4		R5		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	B		A				A		A			
施設の利用状況	A		A				B		B			
成果目標及びその実績	A		A		A		A					
指定期間全体の県の総括評価	<p>・指定管理の全期間を通じて、基本協定書、業務計画書に基づく管理業務について、流入水量の増加や、季節、天候による流入水質が変動する状況のなか、水処理工程における常時監視及び工程調整等の日常的な管理を適切に行い、汚水処理業務を中断することなく、下水道利用者へ安定したサービスの提供を行った。</p> <p>・県からの要請に応じ、冬季における放流水の栄養塩類(窒素・リン)濃度を増加させる管理運転の取組を継続し、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に寄与した。</p> <p>・施設の長寿命化、機能維持を目的とした計画修繕については、状態監視により一部施設の修繕時期を見直し、経費の抑制に努め、老朽化に伴い発生した不具合については、復旧期限を設けてできる限り早期の不具合解消に努めた。</p>						<p>・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。</p> <p>・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、団地環境の整備に力を注ぎ、団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。</p> <p>・南米国籍の入居者が比較的多いため、スペイン語、ポルトガル語の通訳のできる者を常勤雇用して、入居者との意思疎通を図った。</p> <p>・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均86.3%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。</p>					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価>（概要）

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 〈中勢伊賀ブロック〉						三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉					
指定管理者の名称	伊賀南部不動産事業協同組合						三重県南勢地区管理事業共同体					
指定の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日						平成31年4月1日～令和6年3月31日					
評価項目	R1		R2		R3		R1		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A		A		A		A		A		A	
施設の利用状況	B		B		B		B		B		B	
成果目標及びその実績	A		A		A		A		A		A	
	R4		R5		/		R4		R5		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	A		A				A		A			
施設の利用状況	B		B	+			B		B			
成果目標及びその実績	A		A				A		A			
指定期間全体の県の総括評価	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認（毎月2回以上）」及び「迅速かつ誠実な対応（1時間以内）」を全期間を通じて達成した。 ・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、違法駐車車両に対して、警告書の貼付や所有者への撤去指導等により排除する等団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。 ・災害が発生した場合等の緊急時に備え、平日・夜間・休日の緊急連絡先の周知を行った。 ・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均91%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。 						<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認（毎月2回以上）」及び「迅速かつ誠実な対応（1時間以内）」を全期間を通じて達成した。 ・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、駐輪場に放置された子供用玩具、自転車、バイク等を整理すること等団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。 ・災害が発生した場合等の緊急時に備え、平日・夜間・休日の緊急連絡先の周知を行った。 ・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均90.9%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。 					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	三重県営住宅<東紀州ブロック>					
指定管理者の名称	三重県南勢地区管理事業共同体					
指定の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日					
評価項目	R1		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A		A		A	
施設の利用状況	A		A		A	
成果目標及びその実績	A		A		A	
	R4		R5			
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	A		A			
施設の利用状況	B		B			
成果目標及びその実績	A		A			
指定期間全体の県の総括評価	<p>・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。</p> <p>・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、過去の台風による災害経験を踏まえ、水没の危険性がある団地において土嚢袋を活用し水害に備える等団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。</p> <p>・災害が発生した場合等の緊急時に備え、平日・夜間・休日の緊急連絡先の周知を行った。</p> <p>・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均93%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。</p>					

(6) 審議会等の審議状況について (令和6年6月3日~令和6年9月16日)
(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和6年8月5日
3 委員	委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 委員 太田 淳子 他6名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・ 海岸事業 (宇治山田港海岸) ・ 海岸事業 (長島港海岸) ・ ダム事業 (烏羽河内ダム)
5 調査審議結果	・ 再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和6年9月4日
3 委員	委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 委員 太田 淳子 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・ 道路事業 (一般国道365号 (東員工区その1)) ・ 道路事業 (主要地方道神戸長沢線 (Ⅱ期工区)) ・ 道路事業 (主要地方道鈴鹿環状線 (国府バイパス)) ・ 道路事業 (主要地方道御浜紀和線 (西原バイパス))
5 調査審議結果	・ 再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	